



よこて 法人会報

発行所
公益社団法人横手法人会
横手市大町7番18号
(商工会議所内)
TEL 35-7766

URL <http://www13.ocn.ne.jp/~yokohou>
E-mail
yokoteho@crest.ocn.ne.jp



佐々木伸横手税務署長の祝辞

去る五月十九日(火)午後四時より、横手セントラルホテルにおいて、横手税務署長ほか来賓多数のご臨席を賜り、総勢六十余名の出席のもと第三回(通算第六十五回)定時総会が開催されました。初めに齋藤会長の挨拶、引き続きご来賓を紹介し開会となりました。定時総会では議事、審議事項として

第一号議案 平成二十六年度収支決算承認の件
(監査報告)

第二号議案 任期満了に伴う理事・監事改選の件

- 次に、報告事項として
- ① 平成二十六年度事業報告の件
 - ② 平成二十七年事業計画報告

が上程され満場異義なく承認されました。



ユーモア溢れる中締め挨拶をする
深澤禎彦副会長



「会員と地域の繁栄を」と交流会開会の
挨拶をする奥山和彦副会長

公益社団法人横手法人会役員名簿

平成27年5月19日現在

役 職	氏 名	法 人 名
会 長	齋 藤 善 一	羽後交通(株)
副 会 長	奥 山 和 彦	奥山ボーリング(株)
〃	深 澤 禎 彦	横手ヤクルト販売(株)
〃	伊 藤 洋 二	(株)伊藤石油店
常任理事	藤 沢 進	(有)平鹿印刷
〃	岩 佐 信 宏	(株)富久屋
〃	打 川 敦	(株)アクト・ライズ
〃	小 野 重 春	(株)オ ノ
〃	佐々木 信太郎	(有)佐々木時計店
〃	吉 田 博 行	(株)吉田建設
〃	村 岡 映 子	(株)村岡電業社
〃	武 茂 広 行	横手建設(株)
理 事	江 上 伸 雄	(株)エガミ
〃	佐 藤 譲 治	日の丸醸造(株)
〃	佐 藤 整 一	(有)さとう商店
〃	鶴 田 真理子	(株)ツルタック
〃	友木屋 和 恵	(株)友豊自動車整備工場
〃	子野日 的	羽後ガス(株)
〃	中 村 清 昭	伊藤建設工業(株)
〃	佐 藤 義 美	(株)マルサ建設
〃	下々村 正 樹	三又建設(株)
〃	鶴 田 典 治	鶴田印刷(株)
〃	吉 田 寧	横手法人会女性部会長
監 事	多賀糸 敏 雄	(株)丸 幸
〃	小 松 貞 吉	(有)小松屋本店
〃	桝 谷 芳 宏	(有)桝谷商店

※氏名太字は新任

の件

③ 平成二十七年度予算報告の件
が事務局より報告されました。

次に平成二十七年度優良経理担当者の表彰があり、今年度は一名の方が表彰されました。

続いて、ご来賓を代表して佐々木伸横手税務署長より祝辞を賜り、定時総会を無事に終了することができました。

その後、業種を越えた会員交流会が行われ、盛会裡のうちに終了いたしました。

優良経理担当者表彰

平成二十七年度の優良経理担当者は、お一人でした(敬称略)

・ヨコウン(株)

石山 幸 司(横 手)

おめでとうございます。

石山さんは、二十三年勤続され、現在も頑張っているらしいです。

今後のさらなるご活躍を、期待しております。



表彰を受ける石山さん

★ホームページに アクセスしてください！

公益社団法人横手法人会ではホームページから様々な情報をいち早く発信しております。

皆様のアクセスをお待ちしています。

URL <http://www13.ocn.ne.jp/~yokohou>





公益社団法人 横手法人会青年部会 役員名簿
平成 27 年 6 月 9 日現在

役 職	氏 名	法 人 名
会 長	佐 藤 恒	(株)佐藤良吉商店
副 会 長	鶴 田 典 治	鶴田印刷(株)
〃	大 嶋 貴 広	(有)おおしま
幹 事	和 賀 雅 之	(有)秋田しゃぼんサービス
〃	山 下 圭	横手建設(株)
〃	塩 田 充 弘	ヨコウン(株)
〃	遠 藤 暁	(株)遠藤設計事務所
〃	鎌 田 芳 彰	カマダ設備(株)

※氏名太字は新任

公益社団法人 横手法人会女性部会 役員名簿
平成 27 年 6 月 19 日現在

役 職	氏 名	法 人 名
会 長	吉 田 寧	(株)吉田建設
副 会 長	村 岡 映 子	(株)村岡電業社
〃	鶴 田 真理子	(株)ツルタック
〃	友木屋 和 恵	(株)友豊自動車整備工場
幹 事	佐々木 正 子	(株)ホンダパドック
〃	泉 谷 好 子	(有)イズミヤ印刷
〃	遠 藤 ヨシエ	アスカフーズ(株)
〃	小笠原 真 理	(有)おがさわら
〃	柴 田 孝 子	(株)ヤマニ製材所
〃	佐々木 米 子	(有)ササヤス
〃	柴 田 京 子	(有)柴田精工
〃	篠 木 郁 子	(有)藤倉商店
〃	高 橋 早 苗	(株)ナイス
〃	藤 倉 晴 美	(有)ハリカ十文字店
〃	大 嶋 栄 子	(有)おおしま

青年部会だより

青年部会の平成二十七年年度定時総会が、六月九日(火)午後六時より、松興会館において開催されました。

当日は、来賓・会員あわせて十五名が参加し、二十七年年度のスタートを切りました。

定時総会では、佐々木部会長より昨年十一月二十一日開催された全国青年の集いへのご協力の感謝を述べ、議事に入りました。

平成二十六年度事業報告並びに収支決算の承認について、平成

二十七年年度事業計画並びに収支予算の承認について提案され、それぞれの議案が承認されました。

任期満了に伴う役員改選の件が審議され、執行部案通り承認され、新役員八名が選出されました。また、来賓を代表して、横手税務署佐々木伸署長と横手法人会 齋藤善一会長よりご祝辞を頂きました。

懇親会は、今回で部会を卒業される四名に卒業記念品を新部会長佐藤 恒より贈呈されました。会員の親睦が深まった楽しい時間を過ごしました。

女性部会だより

女性部会の平成二十七年年度定時総会が、六月十九日(金)午後四時三十分から松興会館において開催されました。来賓、会員あわせて三十一名が参加し、吉田部会長より会員へ日頃のご協力への感謝を述べ、議事に入りました。

平成二十六年度事業報告並びに収支決算の承認について、平成二十七年年度事業計画並びに収支予算の承認について審議され、それぞれ承認されました。任期満了に伴う役員改選について審議され、

執行部案通り承認され、新役員十五人が選出されました。

また、来年度から実施されますマイナンバー制度について、横手税務署富樫昭統括官より説明がありました。来賓を代表して、横手税務署佐々木伸署長と横手法人会 齋藤善一会長よりご祝辞を頂きました。

懇親会は、大同生命保険(株)秋田営業部長のご発声で開宴し、和気あいあいのなか、親睦を深めました。

地域社会貢献活動事業

昨年の税を考える週間中の平成二十六年十一月十五日、かまくら館大ホールにおいて第一部に「税についてのアクティブミニカレッジ」ジュニアエコノミーカレッジでの成果発表・税を知ろうクイズ等を、第二部として、世界一の口笛奏者の柴田晶子さんによる「風の声コンサート」を行いました。

この事業を行う前に九月一日よ



ジュニエコに参加してくれた子ども達



会場で挨拶をする齋藤会長

り、市民に対しての集客と法人会自体の周知を図るために横手コミュニティFMを活用し、2ヶ月半にわたりPRしました。また、この事業を収録、編集し、番組として十二月三十一日に放送していただきました。

当日は子ども達を中心に大変盛り上がり、口笛コンサートでは今まで聞いたことのない音色に感動しておりました。



世界一の口笛奏者 柴田晶子さん

租税教室 絵ハガキコンクール

女性部会では昨年につづき「小学生税の絵ハガキコンクール」を開催しました。

応募作品は一一九点におよび、一月二十八日に審査会を行い十一点の優秀作品が選ばれました。このあと、二月十六日～二月二十三日

までイオンスーパー横手南店に展示し、市民の皆さんの観ていただきました。



標語やデザインに工夫が凝らされた応募作品

タオル寄贈事業

二月六日女性部会では、平成二十年度から地域社会貢献活動として施設等にタオルを寄贈しております。今年度も3年目となります増田町婦人会へ贈らせていただきました。増田町婦人会では、平鹿総合病院で抗がん剤治療を受けている患者さんに、手作りの「タオル帽子」を贈る活動をしています。



増田町婦人会へタオルを寄贈する吉田会長

マイナンバー制度 セミナー開催

マイナンバー法の施行により情報の管理体制を見直す!!

六月十七日(水) Y₂(わいわい)ふらぎにおいて「個人情報を守る仕組み」迫りくるマイナンバー制度の運用前に、個人・職場でできること」と題して機密情報や個人情報漏えいしないための仕組みづくりを、講師に中小企業診断士の新木啓弘氏をお招きし、研修会を行いました。



講師の中小企業診断士 新木啓弘氏



マイナンバー制度について理解を深めました



□消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税率は、平成26年4月1日から **8.0%** です(注)

(注) 8.0%の税率は、経過措置が適用されるもの(※)を除き、平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%)となります。

区分		卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する 納税額の目安率		0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%		4.8%	
年間課税 売上高	各 月 売上高	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。

(注2) 上記みなし仕入率は、経過措置が適用されるもの(※)を除き、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になります。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注1)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができます。

(注1)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には、平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(平成27年3月末決算分)から適用されます。

《改正前》

直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告 回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	中間申告 義務なし



《改正後》

直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告 回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能

留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります)。

改正消費税法に関する相談

税務署では、消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

※ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

利益を生み出す！

経営計画の立て方

未来事業(株)エグゼクティブマネージャー

石黒 和男

1. はじめに

船で何日もの航海に出るとき、羅針盤のない船に乗ったとしたら、うまく目的地に到着するでしょうか。会社経営でも同じことが言えます。

羅針盤が無いと目指すべき会社の目的・目標に向けて定期日までに到達できないのです。

そして会社経営の羅針盤が「経営計画書」なのです。経営計画は決してむずかしいものではありません。いかに会社にお金を残すか、そのためには何をしていくのかを考えて、実行していくものです。

そして、会社の経営を正しい方向に向け、発展させることです。

2. 経営計画は社長一人で作ると失敗する

「経営計画をつくったがうまくいかなかったよ」と言うことを聞くことがあります。社長が一人でつくって社員に押しつけてもうまくいきません。

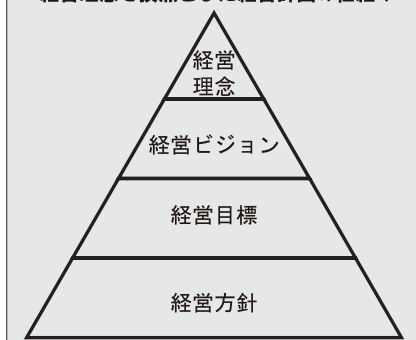
会社にはこれだけの利益が必要なんだ！と社長がいくら声を張り上げて叫んでも、社員は反発するか、いわれたとおりやればいいだろうということになってしまいます。

失敗しないためには、社員も一緒に計画書づくりに参加させ、その目標が達成できたときには、喜びを分かち合うことができるのです。

3. 計画書づくりのステップ

① 経営計画書作成に当たり、第一に必要なのは経営理念です。

経営理念を頂点とした経営計画の仕組み



経営をするにあたって、方針や主要施策を決定する場合には経営理念に照らし合わせてきめていきます。

また、経営の壁にぶつかったとき、何をやってもうまくいかないときには原点である経営理念に戻って考えるといいでしょう。

したがって、経営理念は模倣や語呂合わせでつくってはいけません。

また、どこでも通用するような、マニュアルをみて

つくるものではないのです。

② 経営ビジョンはわかりやすく「業界の地位」「売上」「シェア」などで表現すると良いでしょう。

■会社の位置づけ
・下請けから自社製品を持つメーカー型企業への脱却を図る。

■経営体質
・売上げ至上主義から利益至上主義に徹し、利益を通じて、会社の発展に貢献する。

■新業態・新事業
・わが社ならではのオンライン商品の生産販売できる事業展開を進める。

■社風
・チャレンジ評価制度を導入する。

③ 中期経営計画を作成します。

中期経営計画は、経営ビジョンを達成するために、どのような経営活動を行っ

ていくのかということを掲げるものです。

スペースの関係で、表などは省略させていただきます。

④ 次に当期利益計画を策定します。(左頁・表1)

- ・売上げ↑売上高は前期と同額で計画する。
- ・利益↑今期4%の経常利益を確保する。
- ・原価↑売上高対原価比率を前期比3%程度低減する。
- ・販管費↑売上高対販管比率を前期比2%程度低減する。
- ・返済↑今期中に借入金金の5%程度を返済する。
- ・投資↑設備投資はメンテナンスを中心にを行う。
- ・人員↑勤効率の改善を図り、人員は増やさない。

⑤ 主要改革施策

コストを下げることを進めるにあたってまず行うのは、商品や製品、業務について先入観を捨てて見直し、「下がらぬコストはない！」という考えの上に立って、進めていくことが大事なことです。

経営計画書が完成したら、経営方針や経営目標を発表する「経営計画発表会」を開くと大変効果的です。発表会では、社員全員の理解を深め、参加意欲を高めます。

今後、会社が進むべき方向性を確認統一し、全社員丸となって目標の達成に邁

進めるような動機付けを行います。

社員は発表会に参加することで、計画全体の内容を理解し、自分が属する部門が、あるいは自分が、計画の中でどんな役割と責任を負っているかを確認することができま

年度経営計画を立て、効果的に実施していくためには、計画の実施状況をチェックし、次に繋げていくこ

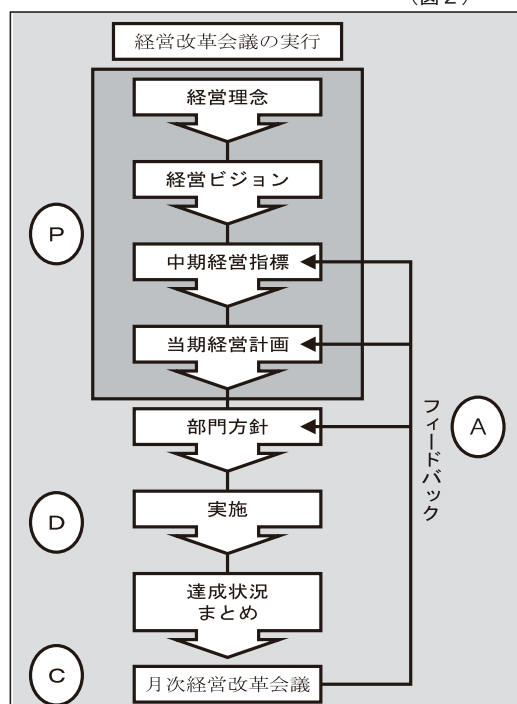
4. 経営計画は発表会で全社員に周知徹底する

事例：当期利益計画（表 1）

単位：百万円

勘定科目	26/3期実施	27/3期計画	差異	備考
売上高	100	100	0	
材料費	40	40	0	
労務費	20	18	-2	労務効率の向上
外注費	10	9	-1	内製化の推進
電力費	5	5	0	
減価償却	2	2	0	
修繕費	1	1	0	
消耗品費	1	1	0	
雑費	1	1	0	
原価 計	80	77	-3	
売上総利益	20	23	3	
売上総利益率 %	20	23	3	
役員報酬	2	2	0	
人件費	3	2	-1	残業管理の徹底
広告宣伝費	0	0	0	
減価償却費	1	1	0	
リース代	1	1	0	
消耗品費	2	1	-1	消耗品一括管理
地代家賃	0	0	0	
水道光熱費	1	1	0	
事務用品費	0	0	0	
運賃	2	1	-1	高速利用は往路のみ
通信費	1	1	0	
旅費交通費	1	1	0	
支払手数料	1	1	0	
会議費	0	0	0	
租税公課	2	2	0	
接待交際費	1	1	0	
保険料	1	1	0	
雑費	0	1	1	
販管費計	19	17	-2	
営業利益	1	6	5	
営業外損益	-2	-2	0	
経営利益	1	4	5	

(図 2)



とが大切です。プランを立て実行した後、チェックし次に繋げる流れを経営サイクルといいます。(図 2)

全社的な計画、特に利益計画の進捗状況については月 1 回の経営会議を開催し、計画と実績の分析検討を行い、行動に反映させます。

経営会議での議論は、経営計画書と月次試算表をもとに行います。

中小企業では月次試算表が翌月はおろか翌々月になってもまだできていない場合が多くみかけます。

「税理士がなかなかくれ

なくて・・・」などと言いつくす前に、月末締めをしつかり行い、締め後 1 週間以内には伝票等を会計事務所に渡すことが大事なことです。

このようなことが改革の第一歩だといえます。

このような基本的なルールに基づいて、社長を中心に経営改革の実行の進捗状況と成果を確認し、対策を積み上げていくことです。

ぜひ、毎月継続することによって改革が着実に積みあがっていくことを願っております。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



秋田営業部 横手営業所/横手市平和町9-12
(あいおい損保・横手ビル4F) TEL 0182-32-1090



秋田支店/秋田県秋田市中通2-3-8
(秋田アトリオンビル10F) TEL 018-801-3010